

要件	内容
<p>■西之表市企業等立地促進補助金</p> <p>〈交付要件〉</p> <ul style="list-style-type: none">① 市内で新たに雇用が発生する事業の用に供されること（風俗営業及び風俗関連営業の用に供されるものを除く。）② 新規雇用者が3人以上③ 対象施設の設置について、市と立地協定を締結し、協定書に定める義務等が履行されていること④ 市税及び本市に関する使用料等の完納	<ul style="list-style-type: none">① 事業所設置奨励金 各年度における対象施設に係る固定資産税額に相当する額（最大3年間） 【交付期間について】 投下固定資産総額が ・ 2,500万円未満 : 1年 ・ 2,500万円以上5,000万円未満 : 2年 ・ 5,000万円以上 : 3年② 雇用促進奨励金 規則の定めにより、新規雇用者1人につき12万円を交付 ・ 限度額：2,000万円（1事業所1回）③ 事業所賃借奨励金 規則の定めにより、事業所の賃借に要した経費（敷金・権利金等除く）の1/4に相当する額の支給（3年間）